書類審査

担当者

茶圓

令和元年度 川内地域一次救急医療運営補助金 評価表 NO. 13

所管部課名

事務事業名

市民健康課

救急医療体制支援事業費

70.71	n _ ^		大心色亦作的人数子术系 ************************************						A / 1 A			
根拠法令			薩摩川内市市民福祉部関係補助金等交付要綱及び川内地域一次救急医療運営補助金交付要領									
補助経過年数			6年以上10年以下									
令和元年度 予算額		度		国県支出会	£	一般財源	70	D他	その他の内容			
			5, 075 千円	千円		5, 075 千円		千円				
			5, 575 113	指標名	, , ,	3, 3, 3	目標値		標年度			
成果指標①		1	支援医師延べ	 数			240 人		令和6年度			
成果指標②		2					1,500 人		16年度			
			公益社団法人川内市医師会									
補助対象者		19	公益任団伝人)	川川								
補助対象経費		E費	川内市医師会立市民病院及び済生会川内病院に勤務する医師への夜間勤務時支援体制に従事 した川内市医師会会員に要する経費									
補助対象事 業・活動の内 容			川内市医師会が行う川内市医師会立市民病院及び済生会川内病院に勤務する医師への夜間勤 務時支援体制である一次救急医療支援体制									
			分類 ■運営	営補助のみ [□事業補助 <i>σ</i>	み 口運営補	助と事業補	助の両方	□その他			
補助金額又は 補助率		くは	川内市医師会立市民病院又は済生会川内病院に勤務する医師への夜間勤務時支援体制に従事 した川内市医師会会員に要する経費の2分の1に相当する額									
	項目 <i>0</i>	_	【人件費相当補助金額】35,000円×290人×1/2=5,075,000円									
			【人件費相当	補助金額】35.00	00円×290人	$\times 1 / 2 = 5,075,0$	000円					
	方法		【人件費相当					ग सं २	0年度			
			【人件費相当 項目	平成28	年度	平成29年	F度	平成3				
			項目	平成28	年度 割合(%)	平成29 ⁴ 金額(円)	割合(%)	金額 (円)	割合 (%)			
		自己	項目	平成28	年度	平成294 金額(円) 5, 075, 000	割合(%)		割合 (%) 00 50.0%			
積貨		自己	項目	平成28	年度 割合 (%) 50.09	平成294 金額(円) 5,075,000	割合(%) 50.0% 0.0%	金額 (円)	割合 (%) 00 50.0% 0.0%			
積銅		自己	項目 已資金 会費収入	平成28 金額 (円) 5,005,000	年度 割合 (%) 50.0% 0.0%	平成294 金額 (円) 5, 075, 000 5, 075, 000	割合(%) 50.0% 0.0%	金額(円) 4,795,00	割合 (%) 00 50.0% 0.0%			
積りがある。	算方法 収	自己	項目 已資金 会費収入 事業収入	平成28 金額 (円) 5,005,000	年度 割合 (%) 50. 09 0. 09 50. 09 50. 09	平成294 金額(円) 5,075,000 5,075,000 5,075,000	割合(%) 50.0% 0.0% 50.0% 0.0% 50.0%	金額(円) 4,795,00	割合 (%) 00 50.0% 0.0% 00 50.0% 0.0%			
積りを受ける。	算方法 収	自己	項目 登金 会費収入 事業収入 寄付金・その他助成 構助金	平成28 金額 (円) 5, 005, 000 5, 005, 000	年度 割合 (%) 50. 09 0. 09 50. 09 50. 09 0. 09	平成294 金額(円) 5,075,000 5,075,000 5,075,000	割合(%) 50.0% 0.0% 50.0% 0.0% 50.0% 0.0%	金額 (円) 4, 795, 00 4, 795, 00	割合 (%) 00 50.0% 0.0% 00 50.0% 0.0% 00 50.0% 0.0%			
積りを受ける。	算方法 収	自己	項目 登資金 会費収入 事業収入 寄付金・その他助成 前助金 前年度繰越金)	平成28 金額 (円) 5, 005, 000 5, 005, 000 5, 005, 000	年度 割合 (%) 50. 09 0. 09 50. 09 50. 09 0. 09	平成294 金額 (円) 5, 075, 000 5, 075, 000 5, 075, 000	下度 割合 (%) 50. 0% 0. 0% 50. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0%	金額 (円) 4, 795, 00 4, 795, 00 4, 795, 00	割合 (%) 50. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0%			
積りを受ける	算方法 収	自己 市都	項目 登金 会費収入 事業収入 寄付金・その他助成 制助金 前年度繰越金) 計	平成28 金額 (円) 5, 005, 000 5, 005, 000 5, 005, 000	年度 割合 (%) 50. 09 0. 09 50. 09 50. 09 0. 09 100. 09	平成294 金額 (円) 5, 075, 000 5, 075, 000 5, 075, 000	割合 (%) 50. 0% 0. 0% 50. 0% 0. 0% 50. 0% 0. 0% 0. 0% 100. 0%	金額 (円) 4, 795, 00 4, 795, 00 4, 795, 00 9, 590, 00	割合 (%) 30 50. 0% 0. 0% 00 50. 0% 00 50. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 00 100. 0%			
積調を受ける事業	算方法 収	自己 市	項目 ご資金 会費収入 事業収入 寄付金・その他助成 制助金 が年度繰越金) 計 き費	平成28 金額 (円) 5, 005, 000 5, 005, 000 5, 005, 000	年度 割合 (%) 50. 09 50. 09 50. 09 50. 09 0. 09 100. 09	平成294 金額 (円) 5, 075, 000 5, 075, 000 5, 075, 000 10, 150, 000	割合 (%) 30. 0% 0. 0% 50. 0% 0. 0% 50. 0% 0. 0% 0. 0% 100. 0%	金額 (円) 4, 795, 00 4, 795, 00 4, 795, 00	割合 (%) 30 50.0% 0.0% 0.0%			
積調を受ける事業(算方法 収	自己 市 有 (前 事 人 件	項目 登金 会費収入 事業収入 寄付金・その他助成 制助金 が年度繰越金) 計 き費 ・費	平成28 金額 (円) 5, 005, 000 5, 005, 000 5, 005, 000	年度 割合 (%) 50. 09 0. 09 50. 09 0. 09 0. 09 100. 09 0. 09	平成294 金額 (円) 5, 075, 000 5, 075, 000 5, 075, 000 10, 150, 000	割合 (%) 50. 0% 0. 0% 50. 0% 0. 0% 0. 0% 100. 0% 100. 0% 0. 0%	金額 (円) 4, 795, 00 4, 795, 00 4, 795, 00 9, 590, 00	割合 (%) 30 50.0% 0.0% 0.0%			
積調を受ける事業(収入	自己 市 有 (前 事 人 件	項目 ご資金 会費収入 事業収入 寄付金・その他助成 制助金 が年度繰越金) 計 き費	平成28 金額 (円) 5, 005, 000 5, 005, 000 5, 005, 000	年度 割合 (%) 50. 09 0. 09 50. 09 0. 09 0. 09 100. 09 100. 09 0. 09	平成294 金額 (円) 5, 075, 000 5, 075, 000 5, 075, 000 10, 150, 000	下度	金額 (円) 4, 795, 00 4, 795, 00 4, 795, 00 9, 590, 00	割合 (%) 50. 0% 0. 0% 0			
積調を受ける事業(東方法 収入 支	自己 市	項目 登金 会費収入 事業収入 寄付金・その他助成 制助金 が年度繰越金) 計 き費 ・費	平成28 金額 (円) 5, 005, 000 5, 005, 000 5, 005, 000	年度 割合 (%) 50. 09 0. 09 50. 09 0. 09 0. 09 100. 09 100. 09 0. 09 0. 09	平成294 金額 (円) 5, 075, 000 5, 075, 000 5, 075, 000 10, 150, 000	割合 (%) 30. 0% 0. 0% 50. 0% 0. 0% 50. 0% 0. 0% 100. 0% 100. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0%	金額 (円) 4, 795, 00 4, 795, 00 4, 795, 00 9, 590, 00	割合 (%) 50. 0% 0. 0% 0			
積 調を受ける事業 (団体)	収入	自己 市	項目 登金 会費収入 事業収入 寄付金・その他助成 制助金 が年度繰越金) 計 き費 ・費	平成28 金額 (円) 5, 005, 000 5, 005, 000 5, 005, 000	年度 割合 (%) 50. 09 0. 09 50. 09 0. 09 0. 09 100. 09 100. 09 0. 09 0. 09	平成294 金額 (円) 5, 075, 000 5, 075, 000 5, 075, 000 10, 150, 000	Ba (%)	金額 (円) 4, 795, 00 4, 795, 00 4, 795, 00 9, 590, 00	割合 (%) 30 50.0% 0.0% 0.0%			
積調を受ける事業(東方法 収入 支	市福(前事業人代	項目 ご資金 会費収入 事業収入 寄付金・その他助成 前助金 が年度繰越金) 計 き費 ・費 ・費 ・費	平成28 金額 (円) 5, 005, 000 5, 005, 000 5, 005, 000	年度 割合 (%) 50. 09 0. 09 50. 09 0. 09 0. 09 100. 09 100. 09 0. 09 0. 09	平成294 金額 (円) 5, 075, 000 5, 075, 000 5, 075, 000 10, 150, 000	割合 (%) 30. 0% 0. 0% 50. 0% 0. 0% 50. 0% 0. 0% 100. 0% 100. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0%	金額 (円) 4, 795, 00 4, 795, 00 4, 795, 00 9, 590, 00	割合 (%) 50. 0% 0. 0% 0			
積 調を受ける事業(団体)等	東方法 収入 支	市福(前事業人代	項目 登金 会費収入 事業収入 寄付金・その他助成 制助金 が年度繰越金) 計 き費 ・費	平成28 金額 (円) 5, 005, 000 5, 005, 000 5, 005, 000	年度 割合 (%) 0. 09 50. 09 0. 09 0. 09 0. 09 100. 09 0. 09 0. 09 0. 09 0. 09	平成294 金額 (円) 5, 075, 000 5, 075, 000 5, 075, 000 10, 150, 000 10, 150, 000	B	金額 (円) 4, 795, 00 4, 795, 00 4, 795, 00 9, 590, 00	割合 (%)			
積 調を受ける事業(団体)等	東方法 収入 支出 支出	市・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	項目 登金 会費収入 事業収入 寄付金・その他助成 前助金 前年度繰越金) 計 費 計費 2年度繰越金) 計 計 が有度を 計 があまする。 がある。 がる。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がる。 がる。 がる。 がる。 がる。 がる。 がる。 が	平成28 金額 (円) 5, 005, 000 5, 005, 000 5, 005, 000 10, 010, 000 10, 010, 000	年度 割合 (%)	平成294 金額 (円) 5, 075, 000 5, 075, 000 5, 075, 000 10, 150, 000 10, 150, 000	Ba (%)	金額 (円) 4, 795, 00 4, 795, 00 4, 795, 00 9, 590, 00 9, 590, 00	割合 (%)			
積 調を受ける事業(団体)等	東方 収入 支出 支目	市・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	項目 資金 会費収入 事業収入 寄付金・その他助成 前助金 が年度繰越金) 計 費 計費 う他事務費 翌年度繰越金) 計 一度を 一度を 計 一度を 一度を 一度を 一度を 一度を 一度を 一度を 一度を	平成28 金額 (円) 5, 005, 000 5, 005, 000 5, 005, 000 10, 010, 000 10, 010, 000	年度 割合 (%) 50. 09 0. 09 50. 09 0. 09 0. 09 100. 09 0. 09 0. 09 0. 09 0. 09 0. 09	平成294 金額 (円) 5, 075, 000 5, 075, 000 10, 150, 000 10, 150, 000	Ba (%)	金額 (円) 4, 795, 00 4, 795, 00 4, 795, 00 9, 590, 00 9, 590, 00	割合 (%) 100 50. 0% 0.			
積 調を受ける事業(団体)等	方 収入 支出 支記 全日 空日 三日 翌日 三日 翌日 三日	市・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	項目 登費収入 事業収入 寄付金・その他助成 前助金 前年度繰越金) 計 費 費 計 費 中費 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	平成28 金額 (円) 5, 005, 000 5, 005, 000 5, 005, 000 10, 010, 000 10, 010, 000	年度 割合 (%) 50. 09 0. 09 50. 09 0. 09 0. 09 0. 09 100. 09 0.	平成294 金額 (円) 5, 075, 000 5, 075, 000 10, 150, 000 10, 150, 000	B	金額 (円) 4, 795, 00 4, 795, 00 4, 795, 00 9, 590, 00 9, 590, 00 9, 590, 00	割合 (%) 100 50. 0% 0.			
積 調を受ける事業(団体)等	東方 収入 支出 支目翌	市 市 市 「	項目 登金 会費収入 事業収入 寄付金・その他助成 助金 有年度繰越金) 計 費 費 力他事務費 との は は は は は は は は は は は は は は は は は は	平成28 金額 (円) 5, 005, 000 5, 005, 000 10, 010, 000 10, 010, 000	年度 割合 (%) 50. 09 0. 09 50. 09 0. 09 0. 09 100. 09 0. 09 0. 09 0. 09 0. 09 0. 09 0. 09	平成294 金額 (円) 5, 075, 000 5, 075, 000 10, 150, 000 10, 150, 000	Ba (%)	金額 (円) 4, 795, 00 4, 795, 00 4, 795, 00 9, 590, 00 9, 590, 00	割合 (%) 100 50.0% 0.0%			
積 調を受ける事業(団体)等	方 収入 支出 支記 成法	自 市 (事人そ 出資度交指の 学出金総付標	項目 登費収入 事業収入 寄付金・その他助成 前助金 前年度繰越金) 計 費 費 計 費 中費 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	平成28 金額 (円) 5, 005, 000 5, 005, 000 5, 005, 000 10, 010, 000 10, 010, 000	年度 割合 (%) 50. 09 0. 09 50. 09 0. 09 0. 09 100. 09 0. 09 0. 09 0. 09 0. 09 0. 09 0. 09	平成294 金額 (円) 5, 075, 000 5, 075, 000 10, 150, 000 10, 150, 000	B A (%)	金額 (円) 4, 795, 00 4, 795, 00 4, 795, 00 9, 590, 00 9, 590, 00 9, 590, 00	割合 (%) 100 50. 0% 0.			

【前回評価】平成28年度「現状のまま継続」

特記

すべ

き

事

・コンビニ受診の比率をさげるように努力されたい

【前回評価への回答】コンビニ受診対策として、市広報紙掲載及び啓発用チラシの全戸配布を実施している。

【費用対効果】救急医療体制の確保及び医師の負担軽減

項 【補助事業以外の事業】小児救急医療、川内看護専門学校の経営、在宅療養に関する相談、北薩地域産 等 業保健センター事業 等

〈補助	力金の視点別評価〉 【主管	課評価	i・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】
要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等 の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の 福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	当該事業により、川内市医師会立市民病院及び済生会 川内病院における二次救急医療(入院や手術などを必要 とする救急患者に対する医療)が確保され、市民の福祉 向上に寄与している。
必 要 性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への 支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への 支援が必要である。	A	軽症患者の休日・夜間の救急医療機関への受診、いわゆるコンビニ受診等の増加により、救急医療に携わる医師の精神的・肉体的負担が増大しており、当該事業により負担軽減を図る必要がある。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。(その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。)	A	支援医師により年間1,500人を超える一次救急医療患者の診察が行われ、川内市医師会立市民病院及び済生会川内病院が本来担うべき二次救急医療が確保されている。
及び妥	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	本市の中核的な医療機能を有する川内市医師会立市民病院及び済生会川内病院で実施されるべき事業である。
	② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	地方の医師不足や専門科医偏在により、医師確保が難 しい現段階においては、当該事業への財政的支援が最善 の手段である。
性	③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。 (交付要綱の補助基準)	В	人件費相当補助基準額については交付要領第4条で 35,000円としており、本市が定めている医師に対する報 償費の上限内に設定している。
〈補助	」金の見直し結果〉		
	≪今後の改革の方向性≫		≪視点別評価≫
	■現状のまま継続		公益性 ⇒ □高い □低い
	口見直しの上で継続		必要性 ⇒ □高い □低い
	⇒今後の方向性 □充実		有効性 ⇒ □高い □低い
	□移管・統廃合		適格性・妥当性 ⇒ □高い □低い
	□縮小		≪今後の改革の方向性≫
	口休止・廃止		□現状のまま継続
部	≪上記方向の理由≫		□見直しの上で継続
評価	公益性、必要性、有効性、適格性及び妥当性の 結果から総合的に判断した。	外 部	⇒今後の方向性 □充実
	100	評	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
— -/r		価	□縮小
次		価 結 果	口休止・廃止
結 果	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための 手段・計画≫		≪まとめ≫

川内地域一次救急医療運営補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等基本条例(平成18年薩摩川内市条例第40号。 以下「条例」という。)に規定された事項を実施するため、薩摩川内市補助金等交付規 則(平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づ き薩摩川内市市民福祉部関係補助金等交付要綱(平成19年薩摩川内市告示第99号) 第2条の表に掲げる川内地域一次救急医療運営補助金に関して必要な事項を定めるもの とする。

(補助事業等の要件)

第2条 川内地域一次救急医療運営補助金に係る補助事業等は、川内地域における一次救 急医療の円滑な運営及び体制の確保に資するものでなければならない。

(補助金の額)

第3条 川内地域一次救急医療運営補助金の額は、次条に定める補助対象経費の2分の1 に相当する額とする。

(補助対象経費)

第4条 川内地域一次救急医療運営補助金は、川内市医師会立市民病院及び済生会川内病院に勤務する医師への夜間勤務時支援体制に従事した川内市医師会会員に要する経費の うち、人件費相当補助基準額35,000円/人・日について交付する。

(交付の申請)

- 第5条 川内地域一次救急医療運営補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指 定する日は、毎年5月末日とする。
- 2 川内地域一次救急医療運営補助金の交付の申請に係る規則第5条第3号の市長が必要 と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 一次救急医療支援体制実施計画調書(様式第1号)
 - (2) 一次救急医療支援体制対象経費支出予定額積算書(様式第2号)
 - (3) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類 (交付の基準)
- 第6条 川内地域一次救急医療運営補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。
 - (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、川内地域一次救急医療運営補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

- 第7条 川内地域一次救急医療運営補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が 必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら行った 評価に関する書類
 - (2) 一次救急医療支援体制実施状況調書(様式第1号)
 - (3) 一次救急医療支援体制対象経費支出済額精算書(様式第2号)

- (4) 前3号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類 (効果の測定)
- 第8条 川内地域一次救急医療運営補助金の交付に対する効果(条例第4条第2項第1号 の効果をいう。)は、次の各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。
 - (1) 支援医師延べ数
 - (2) 診察患者数

(補助事業者等の責務)

第9条 川内地域一次救急医療運営補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市における 一次救急医療施策の円滑な実施と維持及び存続に積極的に協力するよう努めるものとす る。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市民福祉部長が別に定める。

附則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成25年10月1日から施行する。